



律旧外貨債処理法による借替の効果の一部の取消等に関する法律案（第三案）

（目的）

第一条 この法律は、旧外貨債処理法（昭和十八年法律第六十号）の一部の規定の適用により、不当な取扱がなされたと認められる連合国人等の権利を保全し又は回復するため、同法に基き外貨債の発行者がその発行した外貨債を邦貨債へ借り替えた行為の効果の一部の取消等に必要な事項を定めることを目的とする。

大蔵省

日 本 国 政 府

第二条 この法律において「連合国」とは別表に掲げる国をいう。省

この法律において「連合国人等」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 連合国の国籍を有する者
- 二 連合国の法律に基いて設立された法人、又は、連合国に本店若しくは主たる事務所を有する法人

裏面白紙

日 本 国 政 府

三 その他連合国に居住する者であつて大蔵大臣の指定するもの

大蔵大臣は、前項第三号の指定をしたときは、これを告示する。

（借替の効果の一部取消）

第三條 旧外貨債処理法第二條第一項の規定により邦貨債へ借り替

えられた外貨債（旧敵産管理法（昭和十六年法律第九十九号）に

基く命令によつて借替が行われた分を含む。）であつて、当該原

証券が連合国に原状のまま残存するものうち、左の各号の一に

該当し、且つ、大蔵大臣が必要と認定するものについては、当該

借替は、これが行われなかつたものとみなし、同法第四條第一項

の規定によつて無効となつた当該外貨債の証券は、これを有効な

ものとする。

一 当該借替の日において、連合国人等が所有し、又は、その質

権の目的としていたもの

大 蔵 省

裏面白紙

日 本 国 政 府

二 当該借替の日において、本邦法人の連合国における店舗が所有し、または、その質権の目的としていたもの

三 当該借替の日において、連合国に帰属せしめられていたもので、原所有者又は原質権者が連合国人等又は本邦法人の連合国における店舗であつたもの

2 大蔵大臣は、前項の認定を行つたときは、当該外貨借証券の銘柄、額面金額、記号及び番号を告示する。

（外貨借の利札の効力）

2 第四条 第三條第一項の認定があつた外貨借証券の附屬利札であつて旧外貨借処理法^{第四條}第二項の規定によつて無効となつたものは、これを有効なものとする。

2 第三條第一項の認定があつた外貨借証券の附屬利札であつて、旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）に基く命令によつて支払われ、旧外貨借処理法第十八條の規定により無効となつ

大 蔵 省

裏 面 白 紙

日 本 国 政 府

たものは、これを有効なものとする。

第五條 旧外債償還法第二條第一項の規定による当該借替に基いて交付された邦債の証券及び利札は有効とする。

(地方債又は社債である外債償の政府承継)

第六條 第三條第一項の規定があつた外債償が地方債又は社債であるときは、旧外債償還法第九條の規定の趣旨に従い、政府はその元利支払義務を承継するものとする。

第四條 第二項の規定により有効とされた利札が地方債又は社債であるときは、政府はその支払義務を承継する。

(借替価額等の政府への納付)

第七條 第三條第一項の規定があつた外債償について、借替により邦債の交付を受けた者若しくは当該借替の手續を行つた者(それそれその一鈔承継人を含む。)は、大蔵省令で定めるところにより、借替の際の借替価額に相当する額を政府へ納付しなれば

大 藏 省

裏面白紙

日 本 国 政 府

をらなさい。

2 前項に規定する者は、大蔵省令で定めるところにより、第四條第二項に規定する利札に対して支払われた金額に相当する額を、政府へ納付しなければならぬ。

第八條 第三條第一項の認定があつたときは、旧外貨債処理法第二條第四項の規定により当該借替において交付された邦貨債及び繰入金現金の上に存せしめられた質権は、これがなかつたものとする。
(外貨債証券の返還)

第九條 大蔵大臣は、第三條第一項に規定するものの外、旧敵産管理法に基く命令によつて邦貨債へ借り替えられた外貨債について、連合国人等である原所有者から返還の要求があつた場合において、当該返還を必要と認めるときは、当該外貨債の証券(利札を含む。以下本条において同じ。)に代えて当該証券と同一の銘柄及び額面金額の証券を買い入れ、当該原所有者に、これを譲渡し、且つ、

裏面白紙

日 本 国 政 府

引き渡すことができる。

2 前項の場合においては、原所有者は、当該借替により交付された邦貨債の証券及び鑑定現金（受領した一切の利子を含む。）を、政府へ納付しなければならぬ。

3 第一項の規定による買入については、隨意契約によることができる。

4 大蔵大臣は、第一項の規定による証券を原所有者に譲渡したとき、まは、これを告示する。

（報告義務）

第十條 大蔵大臣は、この法律の施行につき必要があるときは、大蔵省令で定めるところにより、旧外貨債処理法第二條第一項に規定する外貨債の発行者及びその關係人から報告を徴することができる。

（大蔵省令）

大 蔵 省

裏面白紙

目 本 国 政 府

第十一条 本法に規定するものの外、本法の施行に必要な事項は、別に大蔵省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

大 蔵 省

裏 面 白 紙

(理財 外債課)
五月 二日

（本外債債処理法による借替の効果の一部の取消等に関する法律案）

（目的）
第一條 この法律は、前外債債処理法（昭和十八年法律第二十号）の第一條の規定の趣旨により、不当な取扱いをなされたと認められる連合国人等の権利を保全し又は回復するため、同法に基き外債債の發行者が、發行した外債債を却債債へ借り替えた行為の効果の一部の取消等に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

- 第一條 この法律において「連合国」とは別表に掲げる国をいう。
- 第二條 この法律において「連合国人等」とは、左に掲げるものをいう。
 - 一 連合国の国籍を有する者
 - 二 連合国の法律に基いて設立された法人、又は、連合国に本店若し

（本外債債の効果の一部の取消）

- 第三條 この法律に準ずる法に
- 一 この他連合国に居住する者であつて大蔵大臣が指定するもの
- 二 大蔵大臣は、前項第二号の指定をしたときは、これを告発する。

（借替の効果の一部の取消）
第四條 前外債債処理法第二條第一項の規定により却債債へ借り替えた前外債債（旧財産管理法（昭和十六年法律第十九号）に基き命令によつて借替が行われたものを合ふ。）であつて、当該借替が連合国に對する債権の消滅を命ずるものたるものたるに該当し、且つ、大蔵大臣が、必要と認定するものに對しては、当該借替は、これが行われなかつたものとみなし、同法第四條第一項の規定によつて無効となつた当該外債債の証券は、これを有効なものとする。

- 第五條 当該借替の日において、連合国人等が所有し、又は、その質権の目的としていたもの
- 第六條 当該借替の日において、本邦法人の連合国における店舗が所有し、または、その質権の目的としていたもの

三 当該借替の日において、連金回付滞戻せしめられていた主として、保所有者又は原質権者か連合個人等又は日本邦法人の連金回付滞戻の滞りあつたもの

二 大蔵大臣は、前項の認定を行つたときは、当該外債償証券の額、額面金額、記号及び番号を告示する。

(外債償の利札の効力)

第四條 第三條第一項の認定があつた外債償証券の附屬利札であつて、旧外債償処理法第四條第二項の規定によつて無効となつたものは、これに有効なものとす。

二 第三條第一項の認定があつた外債償証券の附屬利札であつて、旧外債償管理法(昭和十六年法律第八十二号)に基く命令によつて支取られ、旧外債償処理法第十八條の規定により無効となつたものは、これを有効なものとする。

第五條 旧外債償処理法第二條第一項の規定による当該借替の基いたる付された却債償の証券及び利札は有効とする。

(地方債又は社債である外債償の政府承認)

第六條 第三條第一項の認定があつた外債償が地方債又は社債があるときは、旧外債償処理法第九條の規定の趣旨に従ひ、政府はその元利又は払戻金を承認するものとする。

第四條第二項の規定により有効とされた利札が地方債又は社債であるときは、政府はその支払義務を承認する。

(借替個額等の政府への納付)

第七條 第三條第一項の認定があつた外債償について、借替により却債償の交付を受けた者若しくは当該借替の手續を行つた者へを以てこれを一般取組人を合む。は、大蔵省令で定めるところにより、借替の際の借替個額に相当する額を政府へ納付しなければならぬ。

二 前項の規定する者は、大蔵省令で定めるところにより、第四條第二項の規定する利札に對して支払われた金額に相当する額を、政府へ納付しなければならぬ。

第八條 第三條第一項の認定があつたときは、旧外債償処理法第二條

四項の規定により当該借替において交付された甲貨債及び端数現金の上
に併せしめられた債権は、これがなかつたものとす。

(外貨債証券の返還)

第九條 大蔵大臣は、第三條第一項の規定するものの外、日銀管理法
に基き命令によつて押貨債へ借り替へられた外貨債について、連合回
入等である票所有者から返還の要求があつた場合において、当該返還
を必要と認めるとときは、当該外貨債の証券（利札を含む。以下本条に
おいて同じ。）に代えて当該証券を同一の銘柄及び額面金額の証券を
買入れ、当該票所有者に、これを譲渡し、且つ、引き渡すこととす
る。

二 前項の場合において、票所有者は、当該借替により交付された押
貨債の証券及び端数現金（受領した一切の利息を含む。）を、政府へ
交付しなすればならぬ。

三 第一項の規定による買入については、随意契約によることとす。
四 大蔵大臣は、第一項の規定による証券を票所有者に譲渡したときは、

これを告示する。

(報告義務)

第十條 大蔵大臣は、この法律の施行につき必要があるときは、大蔵省
令で定めるところにより、日外貨債処理法第二條第一項の規定する外
貨債の発行者及びその関係人から報告を徴することとす。

(大蔵省令)

第十一條 本法の規定するものの外、本法の施行に必要なる事項は、別に
大蔵省令で定めらる。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、